

## 企業立地促進条例の実績と今後について

「企業立地促進条例」は、平成16年4月の制定以来、中長期的に本市の経済・財政を支える企業の立地促進に大きな役割を果たしてきました。

2回の改正を経た「現行条例（第3期）」は、平成26年度末をもって適用期間の期限を迎えるため、これまでの本条例による企業立地の実績と効果、並びに今後の企業立地促進施策に関する検討状況についてご報告します。

### 1 企業立地促進条例の実績と効果

特定地域（※）で一定の条件を満たす事業所（事務所、研究所、工場）の設置等の事業計画を認定し、市税（固定資産税及び都市計画税）の軽減措置と助成金の交付を行います。

（※）特定地域（9地域）（業務系地域（5地域）、工業系地域（4地域））

#### （1）認定件数（平成26年11月末現在）

前月までに96件の事業計画を認定しました。（大企業72件、中小企業24件）

【認定件数】

（ ）内は中小企業数

	第1期 適用期間 〈H16～H20年度〉	第2期 適用期間 〈H21～H23年度〉	第3期（※） 適用期間 〈H24～H26年度〉	合計
自社ビル	14件(3件)	4件(2件)	2件(0件)	20件(5件)
賃貸ビル	7件(1件)	—	—	7件(1件)
テナント	—	10件(0件)	7件(2件)	17件(2件)
工場、研究所	35件(11件)	9件(0件)	8件(5件)	52件(16件)
合計	56件(15件)	23件(2件)	17件(7件)	96件(24件)

※第3期は、平成26年11月末現在の件数

#### （2）雇用効果（平成26年1月現在） ※ 事業開始済の77件が対象

・ 今年1月の時点で事業を開始している認定企業77件による市内雇用者の増加数は、28,220人となります。

#### （3）市内への発注状況（平成26年1月現在） ※ 事業開始済の77件が対象

・ 今年1月の時点で事業を開始している認定企業77件による建設等の発注額（累計）約3,115億円のうち、市内・準市内企業への発注額は約2,803億円となっています。

・ 事業活動に伴う発注額（1年間）約4,933億円のうち、市内・準市内企業への発注額は約932億円となっています。

#### （4）支援額と税収額

・ 単年度ベースでは、平成23年度に認定企業の税収額（※）が約36億円、助成金と税軽減を合わせた支援額が約35億円となり、税収額が支援額を上回りました。平成24年度以降は、引き続き税収額が支援額を上回ります。

・ 累計ベースでは、平成25年度で、税収額が約176億円、支援額が約190億円となっていますが、平成27年度に税収額が支援額を上回る見込みです。

（※）対象税目：固定資産税、都市計画税、法人市民税、事業所税

## 2 今後の企業立地促進施策（案）

### （1）企業立地を取り巻く状況

① 平成26年3月に、豊かな市民生活を支える横浜経済の持続的発展を目的に策定した「成長分野育成ビジョン」で掲げる分野の企業立地を推進していく必要があります。

【参考】成長分野育成ビジョン

（成長・発展分野）

※特に力を入れる3つの柱

①環境・エネルギー

②健康・医療

③観光・MICE

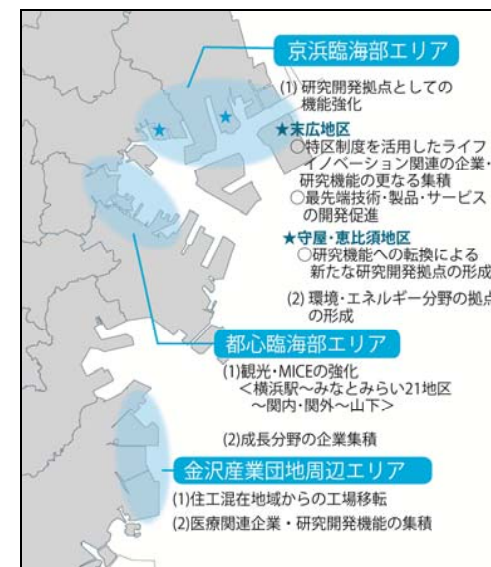
（産業拠点戦略）

右図のとおり

② 企業立地については、資産を保有する形態から賃借する形態へと転換が進んでいるため、テナント誘致の取組を強化する必要があります。

③ 今後、市内の業務床の供給見通しは少なく、テナント誘致の受け皿を確保する必要があります。

④ 平成26年5月に、東京圏として、神奈川県全域が国家戦略特区に指定されたことを受け、国際的な経済活動拠点の形成を推進する必要があります。



### （2）今後の方向性

今後も、企業立地を促進することにより、雇用の場の創出や市内企業の事業機会の拡大を図り、市内経済を活性化させていく必要があります。また、人口減少社会の到来によって市内人口の減少や経済活動の縮小が懸念される中、福祉や子育てなどの市民サービスを確実に提供し続けるためには、法人関係の市税を安定的に確保し、本市の財政基盤を強化していくことが必要です。

これらのことから、企業の立地を促す本条例の適用期間を平成29年度まで延長（3年間）することとし、併せて、これまでの実績や企業立地を取り巻く環境を踏まえて支援対象や助成率等の見直しを行い、メリハリのある支援内容としたいと考えております。

なお、本条例の改正につきましては、平成27年第1回市会定例会で上程を予定しています。

### （3）次期条例の支援内容の検討状況

① 成長分野育成ビジョンに掲げる「成長・発展分野」の企業集積を図るため、支援を強化します。なお、新たに「観光・MICE」の施設を支援対象とします。

② テナント誘致の受け皿確保のため、第1期条例で実施した賃貸ビル建設への支援を再導入します。なお、オフィス床だけでなく、集客施設や宿泊施設などの「観光・MICE施設」も支援対象とします。

③ テナント支援について、助成期間の延長を行うとともに、工業系地域の一部も対象地域とします。

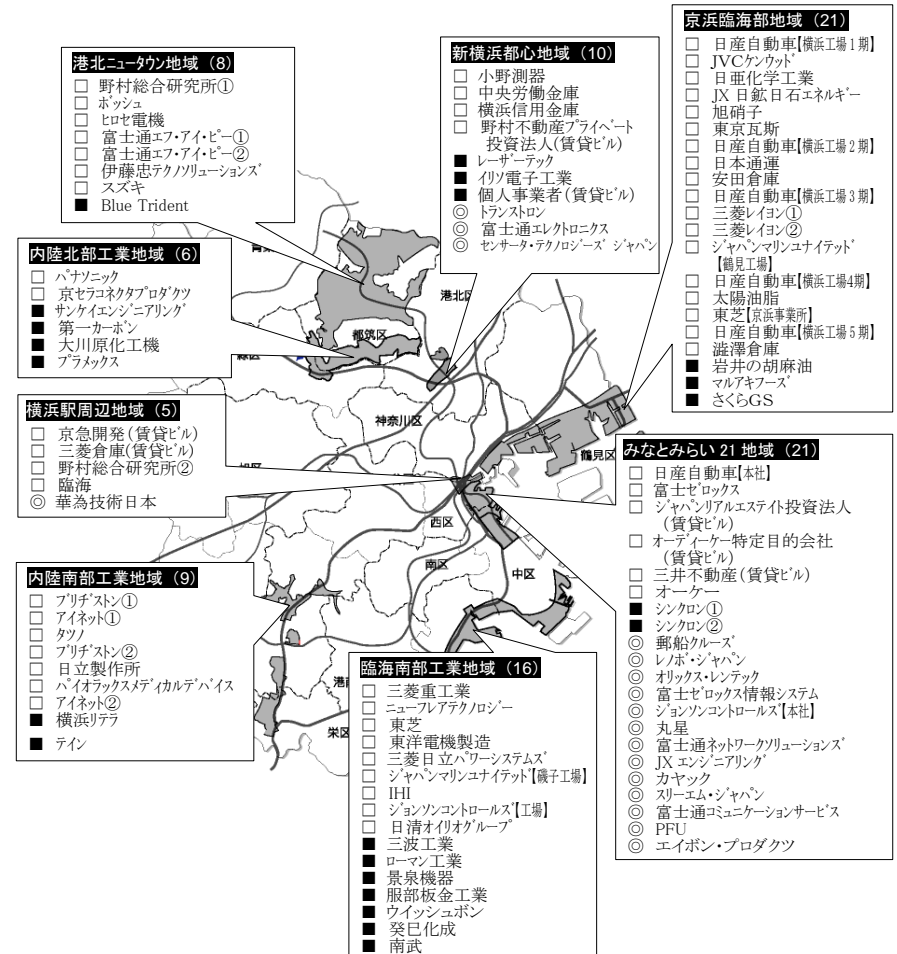
また、東京に次いで外資系企業の集積が進む横浜の優位性を活かし、外資系企業に対し、助成期間の特例を設けます。

④ 既存企業の市外流出を防ぐため、工場の新設や増設などの市内再投資を引き続き支援します。

【参考1】条例の変遷

事業内容	第1期 (5年間) ＜平成16年4月～平成21年3月＞	第2期 (3年間) ＜平成21年4月～平成24年3月＞	第3期 (3年間) ＜平成24年4月～平成27年3月＞
	支援内容等	対応	支援内容等
工場・研究所建設	○投資額10～50億円未満 (中小企業1～5億円未満) → 税軽減のみ (税軽減: 固定資産税・都市計画税 税率1/2 (5年間))	継続	◎助成金の内容を見直し ・投資額に対する助成率 10% (研究所) 8% (工場・自社ビル) ・上限20億円 (土地・家屋等各10億円)
自社ビル建設	○投資額50億円～ (中小企業5億円～) → 税軽減及び助成金 (助成金: 投資額の10%、上限50億円)	継続	◎助成金の内容を見直し ・投資額に対する助成率 15% (多国籍企業の本社・研究所) 10% (本社・研究所) 8% (工場) 6% (事務所) ・上限20億円 (土地・家屋等各10億円) *多国籍企業の本社・研究所は30億円 (土地10億円・家屋等20億円)
賃貸ビル建設		廃止	—
テナント		新設	◎新たにテナント支援を開始 助成金: 法人市民税 (法人税割) 1/2 相当額 (上限1億円×3年)
市民雇用市内発注		—	◎市民雇用に応じた支援 増加数に応じた助成金 (上限5,000万円) ◎市内事業者発注に応じた支援 投資額 (土地を除く) の1%の助成金

【参考2】特定地域別の認定実績 (平成26年11月末現在)



【凡例】  
 自社ビル・研究所・工場等  
 ⇒ (□大企業、■中小企業)  
 テナント⇒ (◎)